

【R06 空家等対策支援専門家派遣事業 File26 池田町作成】

講演名：第3回 空き家対策を学ぶ講座&相談会

副題：登記のことを知って住まいの将来を考えよう

講師：高山司法書士事務所 司法書士 高山 典和 氏

日時：令和7年2月15日（土） 9：30～12：30

前半：高山氏の講座（役場からの事例紹介含む）9：30～10：40

後半：空き家個別相談会10：50～12：30

場所：池田町交流センターかえで 学習室

参加者：10名（後半の個別相談会は4組）

次第：●役場総務課移住定住係長より、開会のあいさつ

- 役場総務課移住定住係より、「空き家バンク申請（空き家の相談）で困ったケース5選」の紹介
- 高山氏より、空き家の現状や登記関係等についての講演・質疑応答
- 空き家個別相談会

目的：登記のプロである司法書士に講演してもらうことにより、登記や遺言等について身近に感じてもらい、将来の空き家の利活用につなげてもらう

内容：

【前段】

最初に、役場移住定住係から、「空き家バンク申請（空き家の相談）で困ったケース5選」と題して事例紹介を行った。登記が明治時代に止まっていたり、全員が相続放棄した場合、空き家を処分することが難しくなることを説明した。このようなケースであっても、過去解決できたケースもあったため、ぜひ気軽に役場に相談に来てもらうようお願いした。

その後、講師である高山氏から講演いただいた。まず、空き家の現状を説明してもらい、空き家が増加する構造的問題があること、特定空家等に指定されれば行政代執行される場合もあることなどを丁寧に解説してもらった。次に、「住まいのエンディングノート」等を活用し、自分自身の家族関係図を書いてみることで、相続が行われたことにより複雑になるケースを紹介していただいた。その後、後見人制度、遺言制度、相続に関する法改正など、法律に関する点を分かりやすく解説していただいた。特に、不動産の場合、物理的に分割することができないため、遺言を残すことは有効な手段であることを学ぶことができた。将来に備え、遺言や任意後見制度を活用することが今後ますます重要になることを再認識した。

【後段】

池田町空き家バンクに尽力してもらっている「池田町空き家等利活用連絡会」の会員で、町内不動産業者である山田氏、猿田氏と、役場移住定住係員による「空き家・登記

【R06 空家等対策支援専門家派遣事業 File26 池田町作成】

に関する個別相談会」を実施した。高山氏にもその場に残ってもらい、個別相談にご対応いただいた。

相談内容としては、これまでのように空き家の処分をどうすればよいかという内容に加え、今回は司法書士が相談に応じてもらえるということもあり、相続登記について具体的にどうすればいいのかといった内容が複数件あった。普段、法律が複雑に絡み、つい敬遠しがちな登記に関する相談ができたことは、参加者にとって（もちろん役場側にとっても）大変有意義であったと思う。

感想：今回も、物件の所有者等に多く参加してもらい、将来の（および現時点の）相続登記に対する心構え等を学び、具体的な空き家の処分等につながるきっかけ作りができたのではないと思う。本年度、全3回にわたって開催した本講座等を通じ、空き家問題に関心を持ってもらい、将来の空き家バンクの申請等、空き家の利活用を自分事として捉えてもらえればと思う。

前半の講演



後半の個別相談会

